

平成30年度「防災機能等強化緊急特別推進事業」に係る計画調書について

I 提出書類・提出方法

1 提出書類 ※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので留意すること。

[共通]

- ① 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表（様式1）
- ② 採択理由書（様式5）
- ③ 工事予定建物の配置図、平面図（様式自由）
- ④ 工事費、実施設計費、耐震診断費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ⑤ その他参考となる資料
- ⑥ 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

[学校施設耐震改修工事]

- ① 平成30年度学校施設耐震改修工事計画調書（様式2-1～2-3）
- ② 提出書類チェック表（様式2-4）

2 提出方法

電子媒体及び紙媒体（1部）による提出とする。 様式以外の書類については、適宜、PDFなど電子ファイル化すること。なお、提出後の差し替え、再提出は認められないで注意すること。

また、電子媒体の提出が困難である場合は、相談すること。

- ① 保存形式：MS-EXCEL、MS-WORD、一太郎、PDF又はリッチテキスト形式

なお、様式1、様式2-1～2-4、様式5までは、所定の様式を使用すること。（様式はPDF化せず、Excelファイル形式で提出すること。）

- ② 提出方法：

(ア) 電子媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに必要な様式・添付ファイルを一つのフォルダにまとめ、圧縮ファイルに保存の上、メールにて提出すること。
メールで送付することが困難な場合は、通知文に記載の問合せ先まで連絡すること。
フォルダ名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】防災計画調書（例）【000001 文部科学学園】防災計画調書

(イ) 紙媒体は、総括表（様式1）に記入した事業ごとに、ファイルごとに、様式、添付資料をまとめて両面印刷、左肩ダブルクリップ止めとする（様式は様式ごとに両面、添付資料は添付資料だけで両面。様式の裏面に添付資料とならないようにすること）。

- ③ 注意事項：

(ア) 必ず法人事務局担当課から提出すること。
(イ) 計画調書のほかに「計画調書提出確認表」を別途、メールにて送付すること。
(ウ) メール件名は次のとおりとする。

【(法人番号)(法人名)】計画調書提出確認表(例)

【000001 文部科学学園】計画調書提出確認表

(エ) 提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないで留意すること。

II 計画調書作成要領（共通）

1 申請の単位

申請は、学校法人が設置する各大学・短期大学・高等専門学校ごとでかつ事業ごとに行うものとする。複数の大学・短期大学・高等専門学校で共用する施設に対する事業の場合は、経費を合理的な按分方法で算出した上で、大学・短期大学・高等専門学校ごとに申請すること。その場合の補助対象事業経費の下限は、大学・短期大学・高等専門学校ごとに按分した結果を対象とする。また、按分方法についての計算過程を任意用紙に記入すること。

2 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業計画調書総括表【様式1】

- ① 「法人番号」は私立大学等経常費補助金の申請に使用するものと同一の番号とする。昇格等による番号の変更により、一覧と一致しない場合は、私立大学等経常費補助金で使用する番号を記入し、一覧の番号を括弧表示で示すこととする。（例）131999（132099）
- ② 「調書作成担当者所属・職・氏名」及び「電話番号」欄には、提出された計画調書について後日照会することもあるので、対応できる方の氏名及び電話番号を記入すること。
- ③ 「種別」欄には、学校施設耐震改修工事の場合は「耐震改修（改築除く）」、非構造部材単体整備の場合は「耐震改修（非構造単体）」を選択すること。
- ④ 「事業名」は、内定（不採択）通知送付の際に使用するので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「○○事業（大学）」、「○○事業（短大）」等の表記で区分できること。
- ⑤ 「補助対象事業経費」欄には、様式2-1の「補助対象事業経費」欄の金額を記入すること。
- ⑥ 「補助希望額」欄には、様式2-1の「補助希望額」欄の金額を記入すること。
- ⑦ 複数の大学、短期大学、高等専門学校で共用する施設に対する事業の場合は、経費を合理的な按分方法でそれぞれ算出した上で、大学、短期大学、高等専門学校ごとに申請するとともに、備考欄にその旨を記入すること。

3 採択理由書【様式5】

- ① 採択理由書は事業ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者・が分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- ② 「採択業者区分」欄には、①の「施工業者」、「設計業者」、「耐震診断業者」のいずれかを記入すること。
- ③ 施工業者が複数にわたる場合などにより、「採択業者」欄に記入できない場合は、適宜様式を変更追加し、記入すること。また、採択業者が複数にわたる場合は、その合計も記入すること。「採択業者」欄の入札金額は、以下のように一致させること。なお、工事・設計などを一括した入札で行う場合は、以下に従い整合性の取れる形にすること。
※ 入札金額と一致させる金額
 - ・ 施工業者の場合：様式2-1のそれぞれの事業に係る「総工事費」
 - ・ 設計業者の場合：様式2-1の「実施設計費」
 - ・ 耐震診断業者の場合：様式2-1の「耐震診断費」
- ④ 補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては価格の妥当性等を十分勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかについて特に留意すること。
- ⑤ 「業者採択理由欄」には、入札の状況、工事内容等を比較した結果などを具体的に明示すること。また、入札に参加した業者の選定理由についても記入すること。

4 工事予定施設の配置図、平面図（様式自由）

- ① できるだけ、簡潔にまとめたものを提出すること。
- ② 配置図、平面図は面積、用途を正確に記入したもの添付すること。
- ③ 補助対象となる改造工事に該当する部分についてマーカー等を用いて分かりやすく明示すること。

5 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金（私立学校教育研究装置等施設整備費（私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費））交付要綱第9条において、補助事業の遂行については、国の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めることを求めており観

点から、入札書等の提出に関しては以下のように行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- ① 原則として国又は地方公共団体の契約方法にならない（メールに添付している「建設工事等に係る補助事業遂行にあたっての留意事項」を参照。）、入札等の競争により契約先及び契約金額を決定すること。
入札を実施することができないやむを得ない事由がある場合は、3社以上の業者の見積合わせ等により決定すること。ただし、指名競争入札あるいは見積合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めない。
- ② 業者の入札書等の写しは、右上に、採択した業者については「採択」と朱書きして合計金額及び補助対象経費部分を提出すること。不採択の業者については「不採択」と黒字で記入し合計金額がわかる部分のみを提出すること。
- ③ 入札書等の写しには、理事長が原本証明をすること。（原本証明したものを作成すること。なお、原本証明する添付資料の一覧を、理事長の押印付の公文書にて提出することでも可能とする。）
- ④ 補助事業が補助対象と対象外に分かれる場合は、採択業者の入札書等の写しにマーカー等を用いてわかりやすく明示すること。

6 その他参考となる資料

必要となる部分のみを抜粋し、できる限り枚数を少なくすること。

7 平成30年度防災機能等強化緊急特別推進事業事務担当者名簿

- ① 「補助金事務担当者名」欄には、調査の内容について問い合わせを行う場合があるので、この補助金関係の事務を直接担当している方を記入すること。また、補助金事務担当者が変更になった場合には、速やかに変更後のものを提出すること。
- ② 法人及び大学等の本事業を担当する出先機関等が東京23区内にある場合は、その所在地、電話番号等を「備考」欄に記入すること。

III 学校施設耐震改修工事

1 補助対象経費

大規模災害における学生等の安全を図るために行われる、私立大学等における危険建物の防災機能強化のための耐震補強工事に必要な別表1に掲げる経費であって、次の要件を備えているものとする。

1) 新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以前に建築された建物《注1》（教室、研究室、図書館、体育施設、学生寮、食堂、学生の福利厚生施設（学校法人が「学校法人」部門として管理している建物を除く《注2》。））。ただし、築30年以上の建物は補強後の使用年数を十分に検討すること。<※「4 その他」も参照のこと>で、構造耐震指標（以下「Is値」という。）がおおむね0.7に満たないこと、若しくは保有水平耐力に係る指標（以下「q値」若しくは「CtuSd値」という。）がおおむね1.0（CtuSd値においては0.3）に満たないこと、またはIs値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。

ただし、補強後の当該建物に係るIs値がおおむね0.7を超える、かつq値がおおむね1.0（CtuSd値においては0.3）を超える、または当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められなければならない。

木造建物については、構造耐震指標（以下「Iw値」という。）がおおむね1.1に満たない建物で、補強後の当該建物のIw値がおおむね1.1を超える、または当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるもの。

また、大規模施設の耐震化を複数年度に分割して行う「分割耐震化工事」となる場合は、初年度に当該分割耐震化工事の全体計画及び年度計画（様式任意：配置図・平面図等を用いて、全体及び各年度別の工事対象箇所、工事対象面積等を明示すること。）を添付して申請すること。初年度以降の分割耐震化工事については、提出した年度計画に基づき、当該計画年度に改めて申請すること。（初年度の申請が認められたことをもって、残りの工事の採択を担保するものではないことに留意。）

なお、耐震診断は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年国土交通省告示第184号。以下「国土交通省告示」という。）による。国土交通省告示に基づき建築物の各階のIs値又はq値を計算するに当たり、地域係数「Z」は、次のいずれかの数値とすることができる。ただし、各計算には同一の数値を用いること。

- (i) 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- (ii) 設置者の方針により採用する(i)を超える数値

《注1》「新耐震基準施行（昭和56年6月1日）以降に建築された建物」であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物については、補助対象とする。（この点について不明な点がある場合はご相談ください。）

《注2》学校法人が「学校法人」部門として管理している部分を含む建物（例：理事会等のある本部棟など）の耐震化について、教育研究に資する部分の面積割合が1/2以上であれば建物全体を補助対象とする。1/2未満であれば教育研究に資する部分の面積のみを補助対象とする。この場合、建物の配置図若しくは平面図において、教育研究に資する部分と「学校法人」部門として管理している部分をマーカー等を用いてわかりやすく明示すると共に、教育研究に資する部分の面積割合が1/2以上であることが分かるように、建物の総面積及び各部屋等の面積を一覧（様式任意）にして添付すること。

2) 非構造部材の耐震対策については、耐震補強工事と併せて実施する事業のほか、単体整備に係る経費も対象とする。

ただし、非構造部材の耐震対策の単体整備については、大講義室や体育館、屋内プール、講堂、ホテル等の100m²以上の室に限る（100m²未満の室は対象外）。

《注3》非構造部材の耐震対策については、建物の建築年月日に関わらず補助対象とするが、申請にあたっては、「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（以下「ガイドブック」という）に沿った点検結果等、非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。

3) 補助対象事業経費が大学にあっては1,000万円（非構造部材の耐震対策または防災機能強化事業の単体整備の場合は300万円）以上、短期大学及び高等専門学校にあっては400万円（非構造部材の耐震対策または防災機能強化事業の単体整備の場合は下限なし）以上であること。

なお、大学・短期大学・高等専門学校間の共用及び未完成学部・学科による按分、補助対象外経費の除外等によって、1事業あたりの補助対象事業経費が上記下限額を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

4) 工事費は、「補助対象施設面積」に188,900円を乗じた額を上限とする。

5) 実施設計費（基本設計費及び監理費を除く。）は、補助対象工事に係る設計費とする。

- 6) 耐震補強工事に関する実施する内装工事等（以下、関連工事）については、別表1に掲げる工事で補強工事との因果関係を合理的に説明できる工事を補助対象とし、補助対象となる関連工事の施工範囲は、補強壁等の施工に伴い撤去・復旧が必要となる最小限の範囲であること。
- 7) 非構造部材の耐震対策の対象範囲は、ガイドブックに記載されている落下・転倒防止等の工事のほか、地震により落下・転倒の危険性がありそれを防止する必要があると認められるもの。
- 8) 非構造部材の耐震対策のみ申請する場合は、外壁の耐震対策工事については、当該建物の延べ床面積に対する100m²以上の室の床面積の割合相当分の外壁について対象とする。

2 補助対象外経費

- 1) 新築の建物への改修・改造工事等に要する経費
- 2) 「学校施設耐震改修工事の対象工事の範囲（別表1）」に掲げる以外の工事に要する経費。
- 3) 新設の大学等及び未完成の学部・学科（設置された大学等・学部・学科が改組転換または既設学部・学科（既設の短期大学または高等専門学校の学科を含む）からの定員の振替によるものを除く。）に係る経費。
- 4) 主として学生以外の者の利用に供する施設（事務局、病院施設、学長室等）に係る工事費等の経費。（上記1 補助対象経費 1）（注2）に該当する場合は、この限りではない。）
- 5) 他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。なお、本事業の申請と同時に他の国庫補助の申請を行うことはできない。）。
- 6) 増築、増床工事に係る経費。
- 7) 基本設計及び工事の監理に係る経費。
- 8) 耐震補強工事と併せて行われる別表1の工事区分に掲げられている内装、外装等の工事で老朽化を改善させる目的で行われる工事、室の模様替え工事、用途替え工事、補強壁等を施工するために必要となる撤去・復旧工事以外の工事。（別添Q&Aを参照のこと。）
- 9) 耐震補強に関連して行われる電気設備工事、機械設備工事（空調・給排水衛生）は、補強壁の設置の伴い撤去または移設が必要となる場合以外は、対象外とする。（別添Q&Aを参照のこと。）
- 10) 老朽化の改善を目的とする非構造部材の工事、または地震により落下・転倒の危険性があることを合理的に説明できない非構造部材の工事。（別添Q&Aを参照のこと。）
- 11) 非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、床面積が100m²未満の室の耐震対策工事。

3 補助率

耐震改修工事（実施設計費を含む）及び耐震診断に要する経費の合計の1／2以内
国庫補助金額は5億円を上限とするが、申請状況等により予算の範囲内で調整することがある。

4 平成30年度学校施設耐震改修工事計画調書【様式2-1】作成要領

- 1) 総括表（様式1）に記入した事業ごとに別葉で作成すること。なお、大学・短期大学・高等専門学校で共用する建物に対する事業の場合は、大学・短期大学・高等専門学校ごとで別々に作成すること。また、それぞれの事業経費を算出するにあたって用いた合理的な按分方法を添付すること（様式任意）。
- 2) 「事業名」欄は、内定（不採択）通知送付の際に使用するので、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、大学・短期大学・高等専門学校間で同一名称にならないよう、「○○事業（大学）」、「○○事業（短大）」等の表記で区分できること。
- 3) 「対象施設名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。
- 4) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された年月日を記入すること。該当建物が増築部分の場合は、増築された日を記入すること。また、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物の年月日を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。
- 5) 「構造」欄には、「SRC」・「RC」・「S」・「W」・「その他」のうち該当するものを選択すること。
- 6) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事における交付内定前の事業着手承認申請について「申請済」又は「未申請」を選択すること。（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと。）
- 7) 改修前・改修後の「Is値」、「q値」及び「CtuSd値」欄には、測定された数値の最低値を記入すること。また、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物のIs値等を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。
- 8) 「診断実施時期」欄には、診断結果報告がなされた年月日を記載すること。（様式2-3と同様）また、該当建物が複数ある場合には、面積が最大な建物の実施時期を記入し、他の建物については適宜別紙（様式任意）に記載し、添付すること。

- 9) 「①総事業経費」欄には、「③耐震補強工事に係る総工事費」、「⑯耐震診断費」及び「⑰実施設計費」の合計額が示される。
- 10) 「③」欄には、「⑤耐震改修工事に係る総工事費」、「⑦非構造部材の耐震対策に係る工事費」の合計額が示される。
- 11) 「⑬補助対象上限工事費」欄には、「②補助対象施設面積」に188,900円を乗じた金額が示される。
- 12) 「⑤耐震改修工事に係る工事費」、「⑦非構造部材の耐震対策に係る工事費」、「⑯耐震診断費等」及び「⑰実施設計費」欄には、それぞれ様式5の採択業者の入札金額（複数ある場合はその合計）を記入すること。
- 13) 「④補助対象工事費」、「⑯補助対象耐震診断費等」、「⑰補助対象実施設計費」は、様式2-2により按分や補助対象外による経費を除いた補助対象金額を記入すること。
- 14) 「⑭補助金算定上の工事費」欄には、「④」と「⑬」のいずれか低い金額が示される。
- 15) 「⑯補助対象事業経費」欄には、「⑭」、「⑯」、「⑰」の合計額が示される。
- 16) 「⑯補助希望額」欄には、「⑯」の1/2以内の補助希望額（千円未満切り捨て）を記入すること。なお、千円単位でなく円単位で記入すること。
- 17) 「非構造部材の耐震対策」欄には、今回の申請において、（別表1）に該当する非構造部材の耐震対策を実施する場合、「有り」のチェックボックスにチェックを記入すること。また、「ガイドブック」に沿った点検結果等、非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料を添付すること。
- 18) 「防災機能強化に係る工事の種類」欄には、該当するものにチェックを記入すること。
- 19) 「施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- 20) 「分割耐震化工事」欄には、複数年度に渡る大規模工事を実施する場合、「有り」のチェックボックスにチェックをし、工事の全体期間及び何年目の工事に相当するかを記入すること。複数年度に渡る大規模改修工事を実施する場合は、全体の整備年次計画等を作成し、事前に文部科学省と協議する。事前の協議のない事業については申請を受け付けない。
- 21) 「避難所利用の有無」欄には、耐震補強または非構造部材の耐震対策を行う施設が次のア、イのいずれかに該当する場合、「有り」のチェックボックスにチェックをすること。該当する区分を備考欄に記入すること。（※本欄に該当が無いからといって、補助対象外となるものではない。）
- ア 体育館、武道場などの施設
 イ アに該当しないが、一定規模の大きな収容空間を有するなど、災害時に避難所として利用可能な施設（※）
- ※ 避難所として利用可能な施設とは、次のいずれかの要件を満たすものをいう。
- ① 大講義室、集会室、ホールなど地域住民等が一定程度避難できる大規模空間を有し、固定椅子等の障害物がないもの
- ② ①の他、個別にみて、会議室、セミナー室などであっても地域住民等の受け入れが可能となるスペースを一定（当該建物面積の3割程度）以上有するなど避難所としての利用が十分見込まれるもの

5 工事費・実施設計費・耐震診断費の内訳【様式2-2】作成要領

- 1) 様式2-1の事業経費の内訳を項目ごとに記載すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入することとし、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税などについては、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- 2) 「工事区分」欄は、原則、別表「防災機能強化施設整備の対象工事の範囲」の工事区分にならって記載すること。
- 3) 「内容」欄には、工事区分の具体的な内容を記載すること。
- 4) 「数量」欄は、施工面積・幅・長さや購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記載すること。
- 5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記載し難い場合は、欄を広げるか、又は適宜別紙（様式任意）に記入することとし、1枚に納めるために省略することのないようにすること。

6 耐震診断概要書【様式2-3】作成要領

- 1) 耐震診断を行った施設ごとに作成すること。
- 2) 「診断実施時期」欄には、診断結果報告がなされた年月を記入すること。（様式2-1と同様）
- 3) 「建築面積」欄には、建築基準法に規定された面積を記入することとする。なお、不明な場合は1階床面積を記入する。

- 4) 「建築年」欄には、当該建物が完成した年を記入する。なお、増築等により複数年ある場合には、最も古い建築年を記載する。
- 5) 「診断次数」欄には、耐震診断実施の次数（2次、3次）を記入する。（通常は2次）
- 6) 「適用耐震診断基準」の該当するものに○を付す。なお、その他の場合には具体名を記入する。
(例：○○県耐震診断基準)
- 7) 「最低のIs値・q値・CtuSd値」欄には、X・Y方向の各階の耐震性能のうち、最低値を記入する。
- 8) 「各階の耐震性能」欄には、それぞれ該当する数値を耐震診断報告書から転記する。
- 9) 「診断者の所見」欄には、耐震診断報告書に記載された所見を簡潔にまとめ記載する。
- 10) 「3 構造計画」の「構造後最低のIs・方向・階等」欄には、構造計画実施後の最低のIs値とその方向（X・Y）及び階を記入する。併せてq値、CtuSd値を記入する。
- 11) 「構造概要」欄には、構造要素に関してそれぞれ実施する箇所数とその概要を記入する。
- 12) 耐震診断結果報告書のうち、7) 及び10) の数値が確認できる部分を抜粋して添付すること。
- 13) 非構造部材単体の耐震対策事業の場合は、提出不要とする。

(別表1) 学校施設耐震改修工事の対象工事の範囲 ※ 耐震補強工事に真に必要な経費に限る。

経 費 区 分	内 容	
耐 震 診 断 費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断（非構造部材の耐震性調査を含む）及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（前々年度支出分まで対象とする。）	
実施設計経費	補助対象工事に係る実施設計費とし、前年度支出分も対象とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外とする。	
工 事 費	工 事 区 分	対 象 工 事 の 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	<p>① 耐震補強壁を設置する同一部分に窓枠があり、耐震補強壁を設置するにあたって窓枠が支障となり、窓枠を撤去する必要があると認められるもの。</p> <p>② 連窓窓枠の場合で、耐震補強壁を設置する同一部分に窓枠の一部分があり、耐震補強壁を設置するにあたって窓枠が支障となり、連窓窓枠すべてを撤去する必要があると認められるもの。</p> <p>③ 補強建物等の耐震補強壁を設置した部分若しくは室の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。</p>
	外装	<p>① 耐震補強壁等の設置に伴い必要となる外装の撤去・復旧工事を対象とする。なお、一側面に耐震補強壁等が一箇所以上設置されれば、当該側面はすべて対象とする。</p> <p>② 耐震補強壁等は設置されないが、老朽化に伴う耐震性能の低下を改善するための亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。</p>
	内装	<p>① 耐震補強壁等の設置に伴い必要となる内装の撤去・復旧工事であり、耐震補強壁を設置するにあたって、施工上支障となり内装の撤去が必要となる範囲を対象とする。</p> <p>② 耐震補強壁装置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等を含む。</p>
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い必要となる照明器具の撤去・復旧工事であり、耐震補強壁を設置するにあたって、施工上支障となり照明器具の撤去が必要となる範囲を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	<p>① 耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧を含む。</p> <p>② 耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。（他の位置への復旧を含む）</p> <p>③ 耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。</p>
	建物重量の低減	<p>① 既存の屋上防水用コンクリートを撤去し、露出防水とする場合など建物重量を減らし地震力を低減させるための工事は対象とする。なお、重量の低減により当該建物の耐震性が向上することを構造計算等で明確にしたものであること。</p> <p>② 前述と同様の目的のために行われる、屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去も対象とする。</p>
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	当該建物の耐震性を向上させるために高架水槽の移設が必要となる場合は対象とする。移設に当たって、高架水槽を耐震性を有するものに付け替える場合も対象とする。
	防火扉等の設置	<p>① 耐震補強壁を設置する同一部分に防火扉等があり、耐震補強壁を設置するにあたって防火扉等が支障となり、防火扉等を撤去する必要があると認められるものについては対象とする。建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回補強工事を行うことにより補強建物の内部の設置を義務づけられているものについては対象とできる。</p> <p>② 防火扉等に関する制御装置を含む。</p>
	設備関係の改造	<p>① 補強工事に関連して必要となる設備関係の改造については、原則として同一空間内を対象とする。なお、キューピクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。耐震補強壁を設置する同一部分に設備（電気設備、空調設備等）が設置されており、耐震補強壁を設置するにあたって設備が支障となり、設備を撤去する必要があるもので、再設置に当たって設備の改造が必要となるものを対象とする。</p> <p>② 空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。</p>
仮設建物工事 (リース料)	補強工事を実施する建物面積を限度に対象とする。	

補強工事の実施に当たり 支障となる倉庫等の撤去 ・復旧	補強工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等において、直接支障となる構造物等の撤去費については対象とする。なお、構造物については撤去費のほか、原型を復旧する範囲での復旧費も対象とする。
本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能等強化緊急特別推進事業と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本来防災機能等強化緊急特別推進事業に必要な足場等であれば、防災機能等強化緊急特別推進事業の対象とする。
非構造部材の耐震対策※	耐震補強工事に併せて実施する非構造部材（天井材、照明器具、内・外壁材、書架等）の耐震対策については対象とする。対象となる非構造部材の耐震対策工事は、ガイドブックに記載されている落下・転倒防止等の工事のほか、地震により落下・転倒の危険性がありそれを防止する必要があると認められるもの。 ただし、非構造部材の耐震対策のみを申請する場合、100m ² 以上の室（通路は含まない。）に限り対象とする。
その他	本表に掲げるもの以外で、耐震補強工事との因果関係を合理的に説明できるもので特に必要と認められる設備の導入及び改造工事については対象とする。

※ガイドブック (http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm) に記載されている落下・転倒防止等の工事を参考にしてください。

※ 上記「その他」に該当すると考えられる設備の導入及び改造工事を実施する場合は、ご相談ください。